個人情報管理・運用規程

愛知県立津島東高等学校

（趣旨）

第１条　この規程は、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年条例第 66 号。以下「条例」という。）、愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第３号。以下「規則」という。）、愛知県立学校情報セキュリティポリシー（平成 19 年５月策定）及び愛知県教育委員会個人情報管理マニュアル（平成 20 年２月策定）等の規定に基づき、愛知県立津島東高等学校が取り扱う個人情報の適切な管理及び運用に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この規程における用語は、条例及び規則中の用語の例による。なお、この規程における個人情報とは、生徒及び保護者等の個人情報をさす。

（教職員の責務）

第３条　教職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、生徒及び保護者等の権利利益を侵害することのないよう努める。

２　教職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

（個人情報保護管理者、生徒等の個人情報に関する取扱責任者）

第４条　個人情報の適切な管理及び運用のため、校長を個人情報保護管理者とし、教務主任を生徒等の個人情報に関する取扱責任者とする。

２　教務主任は、個人情報に関する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止のため、安全対策を実施し、その維持及び改善を行う。

（収集）

第５条　個人情報を収集するに当たって、あらかじめ別表に定める利用目的等を生徒及び保護者等に明示し、利用目的の範囲内に限り収集する。

２　個人情報を収集するときは、条例第６条第３項各号の規定による場合を除き、本人から収集する。

３　条例第６条第３項各号の規定により本人以外のものから個人情報を収集する場合は、校長の判断によりこれを行う。ただし、条例第６条第３項第２号及び第５号の場合はこの限りでない。

４　条例第６条第４項各号の規定による場合を除き、思想、信条、信教及び規則第２条に定める社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しない。

（利用及び提供）

第６条　条例第７条第２項各号の規定による場合を除き、前条第１項に定める利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供しない。

２　条例第７条第２項各号の規定により個人情報を利用及び提供する場合は、校長の判断によりこれを行う。ただし、条例第７条第２項第２号及び第４号の場合はこの限りでない。

３　前項の規定により個人情報を第三者に提供する場合には、次に掲げる措置を講ずるよう求める。

(1) 提供先において、その構成員に対し当該個人情報の取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用しないこと。

(2) 提供先が当該個人情報の再提供を行うに当たっては、校長の了承を得ること。

(3) 提供先における保管期間等を明確化すること。

(4) 提供先において、利用目的達成後の個人情報の返却又は提供先における破棄もしく

は消去が適切かつ確実になされること。

(5) 提供先における個人情報の複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

（オンライン結合による提供の制限）

第７条　公益上の必要があり、かつ、生徒及び保護者等の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、第三者に対して、オンライン結合による個人情報の提供をしない。

２　オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、条例第９条第２項各号の規定に該当する場合を除き、あらかじめ教育委員会を通じて愛知県個人情報保護審議会の意見を聴くこととする。オンライン結合による個人情報の提供の内容を変更しようとするときも、同様とする。

３　条例第９条第２項各号の規定により個人情報をオンライン結合により提供する場合は、校長の判断によりこれを行う。

（個人情報の適切な管理）

第８条　個人情報の安全管理のために、個人情報を取り扱う教職員及びその分掌等を明確にした上で、その業務を行う。

（個人情報の分類）

第９条　個人情報について、別表により重要性に応じてA、B、Cに分類して管理する。

(1) 電子ファイル内の個人情報のうち、直ちに一般に公表することを前提としているもの以外のもの、及び秘密を要する個人情報は重要性 A とし、金庫又は鍵のかかるロッカーに保存するとともに、電子ファイルについては暗号化やパスワードの設定を行う。また、会議に際しては、連番を付して回収漏れを防ぐとともに、「取扱注意」「厳秘」等の表示を行う。

(2) 重要性 A 又は重要性 C 以外の個人情報を、重要性 B とし、必要に応じて外部の者に知れることのないよう留意して保管する。

(3) 直ちに一般に公表することを前提としている個人情報を重要性Cとする。

（個人情報の持ち出し）

第 10 条　個人情報の持ち出しの可否については別表に定める。

(1) 考査得点や評定等の電磁的記録は学校外に持ち出したりメール送信したりしない。

(2) 個人情報を職務の遂行上やむを得ず校外に持ち出したりメール送信したりする場合は、必ず個人情報の持ち出し記録簿に記入し、校長又は教頭の許可を得る。

(3) 持ち出した個人情報を私物の情報機器等では取り扱わない。やむを得ず取り扱う場合は、管理職の許可を得た上で、ウイルス対策ソフトがインストールされ、ファイル交換ソフトがインストールされていないものを使用することとし、ネットワークから切断し、ＵＳＢメモリで管理する等、情報が流出しないよう十分注意する。

(4) 寄り道など、申請した持ち出し先以外の場所に個人情報を持ち出さない。また、持ち出した個人情報は、常に手元に置き、自動車内などに放置しない。

(5) クラスや部活動に関して緊急連絡用の名簿を教職員が指導上継続的に校外に持ち出し保持する場合も、個人情報の種類や期間を明示し、必ず個人情報の持ち出し記録簿に記入し、校長又は教頭の許可を得る。

(6) 勤務時間外の緊急連絡用として、やむを得ず生徒等の電話番号等を個人のスマートフォン等の携帯情報端末に登録して外部へ持ち出す場合は、個人情報の持ち出し記録簿に記入し、あらかじめ校長又は教頭の許可を得る。

（個人情報の委託）

第 11 条　個人情報の取扱いの委託に当たっては、平成 27 年 12 月３日付け 27 教総第 802 号「「個人情報取扱事務を委託する際にとるべき措置について」の一部改正について」に従う。

（廃棄）

第 12 条　保有個人情報については、愛知県教育委員会行政文書管理規程（平成 16 年愛知県教育委員会訓令第３号）に基づき、保存期間満了後、速やかに廃棄する。

２　その他の個人情報については、保存する必要がなくなった後、速やかに廃棄する。

（相談窓口等の整備）

第 13 条　生徒の個人情報の取扱いに関する相談及び意見の適切かつ迅速な処理を行うため、相談及び意見を受け付けるための窓口の明確化等必要な体制の整備に努める。

付　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。